

奈良県鉄道駅バリアフリー整備事業補助金交付要綱

施行 平成24年4月 1日

改正 平成26年5月20日

改正 平成29年6月22日

改正 令和 3年4月 1日

改正 令和 4年4月 1日

(趣 旨)

第1条 知事は、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成7年3月奈良県条例第30号）及び奈良県交通基本戦略（平成23年3月）に基づき、障害者、高齢者等をはじめとする全ての人々にとって安全で快適な移動の円滑化に配慮された鉄道駅の整備を促進するため、鉄道事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において「鉄道事業者」とは、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条の規定により国土交通大臣の許可を受けて鉄道事業を經營する者をいう。

2 この要綱において「大規模な改良を行う駅」とは、全ての本線の高架式構造又は地下式構造への変更に伴う鉄道駅の改良、移設その他全面的な改良を行う駅をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1に定める補助対象施設を設置するため鉄道事業者が奈良県内に所在する既存の鉄道駅（大規模な改良を行う駅を除く。）において行う、別表2に定める事業とする。

(補助金の額)

第4条 県が交付する補助金の額は、別表1に定める補助対象経費に別表2に定める補助率を乗じて得た額以内とし、その額が同表に定める補助金の限度額を超えるときは、当該限度額とする。

(補助金交付申請)

第5条 鉄道事業者（以下「補助対象事業者」という。）が補助金の交付を申請する場合は、補助金交付申請書（第1号様式）及び次に掲げる書類を、知事が別に定める時期までに知事に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業等に係る事業計画書（第2号様式）
- (2) 補助対象事業等に係る収支予算書（第3号様式）
- (3) 工事の実施にあつては、その実施計画書（第4号様式）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、適当と認めるときは交付決定を行い、交付決定通知書（第5号様式）により補助対象事業者に対し、通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付すことができる。

(交付決定の変更等の申請)

第7条 前条第1項の規定による決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、交付決定変更申請書（第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更を除く。

(交付決定の変更及び通知)

第8条 知事は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、交付決定変更通知書（第7号様式）により補助事業者に対し、通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、知事の要求があった場合には、速やかに状況報告書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、速やかに状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに完了実績報告書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は、前条の規定による完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第10号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、県から補助金の支払いを受けようとするときは、補助金支払請求書(第11号様式)を知事に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第14条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、廃止し、又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の整理)

第15条 補助事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第16条 補助事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第17条 補助事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておかなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項で規定する期間は、補助事業者が補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成22年国土交通省告示第505号)に定めるところによる。

(取得財産等の管理等)

第18条 補助事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第19条 補助事業者は、取得財産等(規則第20条により知事が定める財産に限る。)について、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに処分(補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。)をしてはならない。

2 補助事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(第12号様式)を提出して知事の承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処

分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させることとする。

(交付決定の取消し等)

第20条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第6条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第7条の規定に違反したとき
- (3) 第8条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (4) 第14条の規定に違反したとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (6) 補助金の交付を受けた者が、その使用についてこの要綱に違反したとき。
- (7) 第19条に定める処分制限期間において処分を制限された取得財産等の処分を行ったとき。

(補助金の返還)

第21条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、補助事業者に対し、当該取消しに係る部分に関して既に交付した補助の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別 表 1

補 助 対 象 施 設	補 助 対 象 経 費
<p>○通路 等 (通路、エレベーター、傾斜路 (スロープ)、階段)</p> <p>○視覚障害者誘導用ブロック</p> <p>○案内設備</p> <p>○便所</p> <p>○改札口</p> <p>○乗降場</p> <p>○その他旅客用設備 (乗車券等販売所、待合所、案内所、障害者・高齢者等の休憩の用に供する設備)</p> <p>ただし、エレベーターを設置することが困難な場合は、エスカレーター又は他の昇降機をもってこれに代えることができる。この場合、エレベーターと同様の補助を行う。</p>	<p>○本工事費 補助対象施設に要する資産の購入を含むものとする。</p> <p>○附帯工事費 補助対象施設の整備に伴う建物の改修等 (通路、階段等の新設、移設及び改築等) に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。</p> <p>○補償費 補助対象施設の整備による物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。</p> <p>○事務費 補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。</p>

(注)

1. 補助対象施設の整備については、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則 (平成7年7月奈良県規則第12号) に定める整備基準に適合するもの又はそれと同等以上の効果を満たすものであること。

別 表 2

補助対象事業	補助率	補助金の限度額
(1) 利用者数3,000人/日以上 ¹ の鉄道駅 及び 利用者数2,000人以上3,000人未満 ² /日でバリアフリー基本構想の生活関連施設に位置付けられた鉄道駅		
① エレベーターの整備 (鉄道駅総合改善事業費補助を受けるもの)	6分の1	補助対象施設1基あたり 54,000千円 と市町村補助のいずれか低い方の額
② エレベーターの整備 (①以外)	6分の1	補助対象施設1基あたり 33,000千円 と市町村補助のいずれか低い方の額
③ 傾斜路(スロープ)の整備	6分の1	補助対象駅について 33,000千円 と市町村補助のいずれか低い方の額
④ エレベーター及び傾斜路(スロープ)を除く設備の整備	6分の1	補助対象駅について 25,000千円 と市町村補助のいずれか低い方の額
(2) その他の鉄道駅		
⑤ エレベーターを除く設備の整備	6分の1	補助対象駅について 2,500千円

(注)

- 補助要件の「利用者数3,000人/日以上¹の鉄道駅 及び 利用者数2,000人以上3,000人未満²/日でバリアフリー基本構想の生活関連施設に位置付けられた鉄道駅」については、地域公共交通確保維持改善事業実施要領(平成23年4月、国総計第5号)に定める要件を満たすものも含む。
また、補助要件の利用者数については、補助開始年度の利用者数が要件を満たしておれば、補助終了年度に至るまで要件を満たすものとする。
- 補助金の額については、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 補助要件のバリアフリー基本構想の生活関連施設とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年6月法律第91号)に基づき、市町村で作成される移動等円滑化基本構想に定められた生活関連施設を指す。
- 補助対象事業①の鉄道駅総合改善事業費補助とは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道駅総合改善事業費補助取扱要領(平成15年10月、機構規定第126号)に定める補助を指す。